

千葉県地下水汚染防止対策指導要綱の廃止及び千葉県環境保全 条例等による地下水汚染防止対策について（通知）

水保第6502号

平成20年3月31日

宛：各市町村長

発：千葉県知事

千葉県における地下水汚染対策については、各市町村と連携して推進してきました。特に、昭和60年代に揮発性有機化合物による地下水汚染が多発した際に、法令が未整備だったため「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」を定め、揮発性有機化合物に関して全国に先駆けて地下浸透禁止を指導し、地下水汚染確認時の措置を各市町村とともに行ってきました。これにより、地下水汚染対策を的確に進めることができました。

本要綱制定後に「環境基本法」、「水質汚濁防止法」、「土壤汚染対策法」及び「千葉県環境保全条例」等の法令が整備され、本要綱の内容については、別紙の要綱対応表のとおり、関係法令に取り込まれてきたところです。

以上の法令の整備により、地下水汚染対策及び土壤汚染対策を推進する制度が整ってきたため、本年度末をもって、「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」を廃止することとします。

なお、地下水汚染防止のための施策等における市町村との関係については「千葉県環境保全条例」第7条及び第12条を踏まえて、下記のとおりと考えてきたところです。

記

第1 環境保全条例第7条第1項について

県は、地下水の汚染を防止するため、事業者に対する指導及び地下水の水質監視並びに市町村が行う地下水の水質保全対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

地下水が県民の貴重な水資源であることにかんがみ、地下水の汚染を防止するため、県は、事業者指導及び地下水汚染の監視、市町村が実施する地下水の汚染の防止に係る対策の総合調整に努めることとしている。

具体的には以下のとおりである。

1 事業者に対する指導

「事業者に対する指導」のために、以下のことを行う。

事業者が自ら行う地質汚染防止対策ガイドラインの整備を行う。

事業場の把握を行う。

事業場内の井戸水測定等の要請を行う。

その他、事業者が行う地下水汚染対策等について必要な技術支援を行う。

2 地下水の水質監視

「地下水の水質監視」のために、以下のことを行う。

常時監視（水質汚濁防止法第15条）を自ら行うとともに、市町村等が行う地下水に関する調査結果を収集し、地下水の水質の汚濁の状況を把握する。

毎年、測定計画（水質汚濁防止法第16条）を関係機関と協議して作成し、地下水の水質の測定を行う。

3 市町村が行う地下水の水質保全対策に係る施策の総合調整

「総合調整」のために、以下のことを行う。

県内の地下水汚染状況の把握を行う。

市町村を超えた地下水汚染についての汚染機構解明、汚染防止対策等の調整を行う。

地下水汚染に関する総合的な施策の策定を行う。

地下水汚染に関する調査・研究等を行う。

第2 環境保全条例第7条第2項について

市町村は、地下水の水質状況を把握し、地下水の水質が保全されるように必要な措置を講ずるとともに、県が行う施策に協力するものとする。

市町村は、住民にもっとも身近な基礎的自治体として、県とともに、生活環境の保全等の施策を推進し、住民の健康を保護するため、汚染実態の把握に努めるとともに、地下水の水質の保全に努めることが期待されている。

具体的には、以下のとおりである。

1 地下水の水質状況を把握

「地下水の水質状況を把握」のために、各市町村は地下水質の調査を行うなどにより、その状況を把握する。

さらに、地下水の汚染を確認したときは、

周辺井戸の利用状況の調査及び水質調査を行う。

汚染範囲を特定して必要な事項を関係住民に周知する。

2 地下水の水質が保全されるように必要な措置を講ずる。

「地下水の水質が保全されるように必要な措置を講ずる」ために、以下のことを行う。

各市町村が地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定する。
住民及び事業者へ地下水の水質の保全に関する啓発などを行う。
地下水の汚染を確認したときは、以下のことを行う。

- ・ 汚染実態の確認のための水質調査を行う。
- ・ 汚染機構解明調査を行う。
- ・ 地下水から対象物質を除去するための措置を行う。
- ・ 汚染範囲の監視のための追跡調査を行う。

なお、原因者が特定できる場合はこの限りではない。

第3 環境保全条例第12条について

県は、生活環境の保全等に資する公共施設の整備及び事業の推進を図るとともに、市町村における生活環境の保全等に資する施設の整備及び事業の推進のために必要な技術的及び財政的な援助措置を講ずるように努めるものとする。

県は、市町村が行う地下水の汚染防止に係る対策等に対して、技術的援助を行うとともに、財政的援助に努めることとしている。

具体的には、以下のとおりである。

1 技術的な援助措置

県は、市町村に対する技術援助として必要に応じて次のことを行う。

技術講習を行う。

地下水汚染地域ごとの調査、対策に係る技術援助を行う。

2 財政的な援助措置

県は、市町村が地下水の水質の保全に資する施設の整備及び事業を行う場合に、必要に応じて財政的な援助措置を行う。

なお、地下水汚染防止対策事業補助金交付要綱を毎年度制定し、助成を実施しているところである。

第4 その他（環境基本法と自治体の責務）

環境基本法は、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（第7条）と定めている。

そして基本理念として「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。」（第3条）と定めている。

地下水は、環境の構成要素であり貴重な存在であることから、地下水の監視・地下水汚染の調査・地下水汚染対策等を、県及び市町村が、責務として互いに協力しながら実施していくことが、環境基本法によって期待されている。